

グループホーム「さくら荘」運営規程

第1条(事業の目的)

有限会社にこやかライフが開設する、グループホーム「さくら荘」(以下「事業所」という)が行う、認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等であって認知症の状態にある利用者について、適正な認知症対応型共同生活介護サービスを提供することにより、地域・社会における福祉の増進に貢献することを目的とする。

第2条(運営方針)

- 1 事業所は、要介護者であって認知症の状態にある者(当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者、並びにその者の認知症の原因となる疾患が、急性の状態にある者を除く。以下同じ)について、共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、及び機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう努める。
- 2 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為をせず、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善に努める。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に実施する等の措置を講じるものとする。

第3条(事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称: グループホーム「さくら荘」
②所在地: 鹿児島市坂之上七丁目 38 番 56 号

第4条(従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- ①管理者: 2 ユニット合計 1 名、常勤で介護職員を兼務する。

管理者は、従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

- ②計画作成担当者: 1 ユニット各 1 名、2 ユニット合計 2 名、常勤で介護職員を兼務
計画作成担当者は、事業所に対する認知症対応型共同生活介護サービス等の利用の申し込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、利用者の心身の状況把握並びに希望及びそのおかけた環境等を踏まえて、支援の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画の作成及び変更等を行う。

認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
尚、認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。

③介護職員：1 ユニット各 5 名以上、2 ユニット合計 10 名以上、常勤又は非常勤

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、関係職員と密接な連携のもと、利用者が自立して日常生活を営むことができるよう、家族等との密接なミミ=ケーションをとりながら介護並びに生活相談等の支援を行う。

第 5 条(事業の利用定員)

事業の利用定員は、1 ユニット各 9 名、2 ユニット 合計 18 名とする

第 6 条(事業の内容等)

事業の内容等は、次のとおりとする。

①生活指導：利用者の心身の状況を的確に把握し、相談及び援助等を行う。

②機能訓練：日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

③健康チェック：利用者の健康、疾病予防、早期発見に努め、健康維持・増進を図る。

④人浴サービス：利用者の衛生管理に配慮し適切に行う。

⑤給食サービス：利用者の健康状態に応じた食事づくりに努める。

⑥介護サービス：利用者の移動や排泄の介護、見守り等を行う。

第 7 条(利用料その他費用の額)

1 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 事業所は、前項に定める利用料の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを、利用者から受け取ることができる

① 家賃	1,000 円	／日額
② 水道光熱費	.. 620 円	／日額
③ 食費	1 , 100 円	／日額(朝食 275 円昼食 385 円夕食 440 円)
④ 通院にかかる交通費 ..	500 円	1 回

※通院にかかる交通費は実費相当額とする※但し協力医療機関は除きます。

⑤ その他：おむつ代及びおむつ産廃処分料、理美容代、レクリエーション費、日用品等
費用は実費相当額とする

3 事業所は、前項に定める費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に、事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に、署名(記名捺印)を受けることとする。

第 8 条(入退居に当たっての留意事項)

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連續性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

第9条(地域との連携等)

- 1 事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民、又はその自発的な活動等との、連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。
- 2 事業所は、市町村が派遣する者が、相談及び援助を行う事業、その他の実施する事業に協力すると共に密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第10条(緊急時における対応方法)

- 1 従業者は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに看護師、主任及び管理者、並びに家族等に報告すると共に、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関等に連絡して適切な措置を講ずる。

第11条(事故発生時の対応)

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係者等に連絡すると共に、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供等により、当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第12条(衛生管理等)

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等使用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を準備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

第13条(非常災害対策)

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第14条(個人情報の保護)

- 1 事業所は、利用者等の個人情報を含む認知症対応型共同生活介護計画や各種記録等については関係法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインに基づき、個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 事業所は、個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

第 15 条(虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるもの
 - (1)虐待防止のための対策を検討する委員会テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとし開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待防止のための指針の整備
 - (3)虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置する
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 16 条(秘密保持等)

- 1 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるた
従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約にその内容を定める。
- 2 前項の規定に関わらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や、他の介護サービス事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意をあらかじめ文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を提供出来るものとする。

第 17 条(苦情処理)

- 1 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
グループホームさくら荘
担当者・解決責任者 村岡 恵一
受付担当者 1階 牧山なり子 2階 今井仁美
第三者委員（谷山南部民生委員町内会役員） 今村勝郎 099-261-5437
第三者委員（町内会老人部役員） 末吉ヒサ子 099-261-5437
受付時間午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分電話番号 099-284-2330
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を当該市町村に報告する。
- 5 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告する。

第 18 条（身体的拘束等）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行いう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第19条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条（記録の整備）

- 1 事業所は、従業者、設備、備品、職員、及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 事業所は、利用者に対する、指定認知症対応型共同生活介護サービス等の提供に関する、次の号に掲げる記録を整備し、その完結の日から、5年間保存する。

- ①認知症対応型共同生活介護計画
- ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由の記録
- ④市町村への通知に係る記録
- ⑤苦情の内容等の記録
- ⑥事故の状況、及び事故に際して採った処置の記録

第21条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 繼続研修 年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の記録については、当該計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社にこやかライフと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、指定日から施行する

平成 21 年 11 月 1 日改定

平成 22 年 08 月 1 日改定

平成 25 年 04 月 1 日改定

平成 26 年 06 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 08 月 1 日改定

平成 30 年 08 月 1 日改定

令和 4 年 01 月 4 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 6 月 3 日改定